

1歳未満の方はいち早くカードをお作りできます

## マイナンバーカード特急発行

令和6年12月より乳児、紛失等による再交付、国外からの転入など、特に速やかな交付が必要となる方を対象に、通常より早く（※1週間程度）マイナンバーカードを発行する特急発行が始まりました。

※申請内容に不備があった場合等、発行に1週間以上かかる場合があります。

### 1歳未満の方のマイナンバーカード特急発行について

1. 1歳未満で、初めてマイナンバーカードを申請する方であれば、「マイナンバーカード特急発行」の利用が可能です。
2. 令和6年12月より、乳児（1歳未満）のマイナンバーカードは、特急発行希望の有無に関わらず顔写真なしマイナンバーカードとなります。
3. 里帰り出産等の理由で住所地以外の市区町村の窓口での申請も可能ですが、住所地市区町村での申請よりカード受取までの日数が長くなりますので、なるべく住所地市区町村の窓口での申請をお願いします。

### 出生届と同時に特急発行を申請する場合

1. 出生届と同時にあれば、代理人による申請書提出が必要です。  
※1歳未満であれば、出生届時以外でも特急発行の申請が可能ですが、その際は、本人（赤ちゃん）の同行および本人（赤ちゃん）と法定代理人（親権者）の本人確認書類が必要になります。  
※母子健康手帳をご持参ください。  
※出生届の届出人は父母（法定代理人）であることが必要です。（出生届出時の来庁者が父母の場合に限られます。）
2. 住所地でカードを受け取ることが出来ない場合、住所地以外にマイナンバーカードを送付することも可能です
3. マイナンバーカード特急発行の申請には、「出生届一体型様式」（右下部に個人番号カード交付申請書等の記載欄がある出生届様式）又は「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（1歳未満特急発行用）」をご利用ください。
4. 市役所等の開庁時間外に特急発行を申請され、届出された書類に不備がある場合は、お電話での確認またはご来庁が必要な場合があります。

### マイナンバーカードの受け取りについて

下記のいずれかの方法でお受け取りください。（申請時に選択していただきます。）

1. ご自宅等での受け取り カードを作成するJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）から簡易書留等で住民票のある住所等に直接送付されます。（転送不要郵便での発送）  
※マイナ保険証登録希望の場合はマイナポータルや病院等に設置している端末で登録をお願いします。
2. 市役所での受け取り ご希望の方は申請時に申し出てください。住所地での郵送受取の場合より日数が長くなります。（本庁市民課での受け取りとなります。）

## 1歳未満の方はいち早くカードをお作りできます

※受け取りの際は予約が必要です。